

労 災 保 険 率 表

(単位 : 1/1,000)

(平成27年4月1日施行)

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類		労災保険率
林業	02 又は 03	林業		60
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）		19
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業		38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業		88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		20
	24	原油又は天然ガス鉱業		3
	25	採石業		52
	26	その他の鉱業		26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業		79
	32	道路新設事業		11
	33	舗装工事業		9
	34	鉄道又は軌道新設事業		9.5
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）		11
	38	既設建築物設備工事業		15
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業		6.5
	37	その他の建設事業		17
製造業	41	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6
		65	たばこ等製造業 ※	
	42	繊維工業又は繊維製品製造業		4.5
	44	木材又は木製品製造業		14
	45	パルプ又は紙製造業		7
	46	印刷又は製本業		3.5
	47	化学工業		4.5
	48	ガラス又はセメント製造業		5.5
	66	コンクリート製造業		13
	62	陶磁器製品製造業		19
	49	その他の窯業又は土石製品製造業		26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）		7
	51	非鉄金属精錬業		6.5
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）		5.5
	53	鋳物業		18
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）		10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）		6.5
	55	めつき業		7
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）		5.5
	57	電気機械器具製造業		3
58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）		4	
59	船舶製造又は修理業		23	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）		2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		3.5	
61	その他の製造業		6.5	
運輸業	71	交通運輸事業		4.5
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）		9
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）		9
	74	港湾荷役業		13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業		3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業		13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業		12
	93	ビルメンテナンス業		5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業		2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		3.5
	99	金融業、保険業又は不動産業		2.5
	94	その他の各種事業		3
	90	船舶所有者の事業		49

※ 平成27年4月1日から、「65 たばこ等製造業」は、「41 食料品製造業」に統合されます。